

学校いじめ防止基本方針

北海道南茅部高等学校

「学校いじめ防止基本方針」は「いじめ防止対策推進法」の制定と「北海道いじめ防止基本方針」の制定と改定に基づき、その理念を踏まえ定める。

1 学校いじめ防止基本方針を定める意義

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- (2) いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、生徒及びその保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- (3) 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

2 いじめのに対する基本的な考え方

- (1) 「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- (2) 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- (3) 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

3 いじめの定義とその対応

いじめの定義として、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。

- (1) 多くの生徒が被害生徒としてだけでなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
- (2) 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、そうした事案であっても「いじめ」に該当するため、いじめ問題対応委員会で情報共有して対応する。
- (3) 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断させる。
- (4) 些細に見える行為でも表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

4 いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

5 いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった

大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。

- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がる「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。そのため、生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

6 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、被害生徒と加害生徒の関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。

また、解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、学校いじめ問題対応委員会を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

- 被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
- 相当の期間とは少なくとも3ヶ月を目安とする。
- いじめの被害の重大性等から、更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ問題対応委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- 被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- 被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

7 いじめの防止

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。

学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学校指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施

(4) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚

(5) 情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実
- (6) 保護者・地域との連携
 - ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・学校公開の実施
- (7) いじめの事案対処等に係る校内研修の計画と実施
「いじめ対応ガイドブック・支援ツール『コンパス』」の活用して、次の防止プログラムをもとに校内研修を実施する。

8 いじめ防止プログラム（年間活動）

- 4月 ・入学式後保護者オリエンテーション ・全校集会 ・ネットパトロール
- 5月 ・担任面談 ・ネットパトロール
- 6月 ・いじめアンケート ・学校生活アンケート ・こどなカウンセリング
・祭典巡視 ・ネットパトロール ・スマホ、ケータイ安全教室
- 7月 ・全校集会 ・思春期講話（1年～デートDV講座、2年～性教育講話）
・ネットパトロール
- 8月 ・全校集会 ・ネットパトロール
- 9月 ・いじめアンケート ・ネットパトロール ・校内研修
- 10月 ・こどなカウンセリング ・ネットパトロール
- 11月 ・いじめアンケート ・ネットパトロール
- 12月 ・全校集会 ・ネットパトロール
- 1月 ・全校集会 ・ネットパトロール
- 2月 ・こどなカウンセリング（1、2年）
・ネットパトロール
- 3月 ・全校集会 ・ネットパトロール

※ 学校 HP、学校通信や安心安全メール（学校配信メール）の活用、入学式や PTA 総会、学校運営協議会等で周知する。

※ 適宜、家庭訪問や個人面談の実施を行う。

9 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめられている生徒サイン・家庭でのサイン（別紙1）

(3) 教育相談体制の整備

- ・教育相談窓口の設置・周知
- ・面談の定期的実施

(4) 定期的調査の実施

- ・アンケート

(5) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

10 「いじめ問題対応委員会」の設置

(1) 設置の意義

- ・特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てを可能とする。
- ・状況によっては、心理や福祉の外部専門家に参加してもらう等して実質的で効果的ないじめ問題の解決を図る。

(2) 構成員（※印は事案が発生した場合の構成員とする）

委員長：校長
副委員長：教頭
生徒指導部長
養護教諭
※ 関係教職員

P T A 会長

(3) 役割

- ① いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ② いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ③ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ⑤ いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- ⑥ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ⑦ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ⑧ 学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム等）に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ⑨ 学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む。）
- ⑩ 学校いじめ防止基本方針の内容が、生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う役割
- ⑪ 被害生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「いじめ問題対応委員会」の役割が、生徒や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う役割

(4) 開催時期

平常時は、定例職員会議時に各学年からの生徒状況の報告をもとに、いじめ問題に係る内容かを確認し、委員会を開催する。

11 いじめ発生時の対応マニュアル

(1) 組織的な対応

- ① いじめを発見した場合等は、速やかに教頭または生徒指導部長にその情報を報告し、「いじめ問題対応委員会」を開催して、関係者で情報を共有する。
- ② 「いじめ問題対応委員会」でいじめに係る情報を把握した後、調査法や指導法等の具体的な方針と計画を立てて、組織的に対応する。
- ③ 「いじめ問題対応委員会」のいじめの対応方針に則り、該当生徒へ指導すると共に、保護者へ指導方針を理解してもらうなど、保護者との連携を図る。
- ④ 加害生徒にいじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。

(2) 緊急時の組織的対応・・・学校いじめ対策組織＝いじめ問題対策委員会

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を（別紙2）の通りとする。

(3) 指導・援助の実施

- ① 被害生徒側
 - ・ いじめの事実を確認する。
 - ・ 保護者へいじめの概要及びその解決に向けた指導方針等を説明し、理解を得る。
 - ・ いじめを受けた生徒に対しては、保護者の同意の下、本校職員及びカウンセラーによる心のケアを行う。
- ② 加害生徒側
 - ・ いじめの事実の確認をする。
 - ・ 保護者へいじめの概要及びその解決に向けた指導方針等を説明し、理解を得る。
 - ・ いじめをした生徒に対しては、いじめは絶対に許さない姿勢で指導する。
- ③ 周囲の生徒
 - ・ いじめの不当性を理解させ、いじめを認知した場合にやめさせたり、教師に報告するなど適切な対処方法を理解させる。
 - ・ いじめの被害者及び加害者への二次的ないじめが起こらないように指導する。

(4) 保護者・関係機関との連携

- ①被害生徒側の意向を考慮しながら、必要に応じて保護者を対象とする集会を行い、発生したいじめの概況及び学校としての今後の指導方針、今後のいじめの再発防止策について説明する。
- ②いじめによる被害状況や態様により、教育局へ相談するとともに、警察に通報する等の関係機関と必要に応じて連携を図る。

12 重大事態への対処

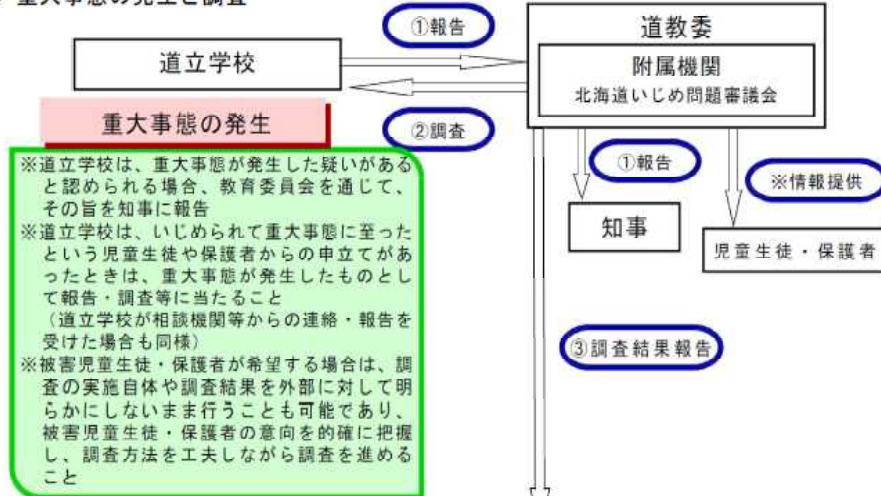
(1) 重大事態の定義

- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき
(生徒が自殺を企画した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な損害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等がある)
- ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき
(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、この目安にかかわらず迅速に調査に着手)

- ※1 生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。
- ※2 病気やけがなどの正当な事由がなく生徒が連続して欠席している場合、担任教諭・養護教諭等がチェックをした上で、3日を目安に校長等への報告を行う。
- ※3 正当な事由がなく7日以上連続して欠席し、生徒本人の状況の確認ができていない場合は、学校は設置者へ報告を行うこととする。

(2) 対応の手順

○ 重大事態の発生と調査



○ 知事による再調査

(3) 学校を主体とした調査の設置者が調査の主体を学校とした場合

- ・重大事態の調査組織を設置
- ・事実関係を明確にするための調査を実施
- ・いじめを受けた生徒およびその保護者に対して情報を適切に提供
- ・調査結果を北海道教育委員会に報告
- ・調査結果を踏まえた必要案措置

13 再発防止に向けて

いじめ問題が発生した後、同様の問題の発生を防ぐため、「いじめ問題対応委員会」において事例研究を深め、新たな未然防止策を定め、職員全体に周知する。また、地域保護者に対して新たな方針を説明し、いじめ問題の再発の防止に向け協力を依頼する。

- 14 学校のいじめ防止基本方針についての点検・見直しについて
学校運営協議会、保護者に点検・見直しに係る依頼文書を配布するとともに、生徒に対しても見直し・点検を、年度末ごと実施する。

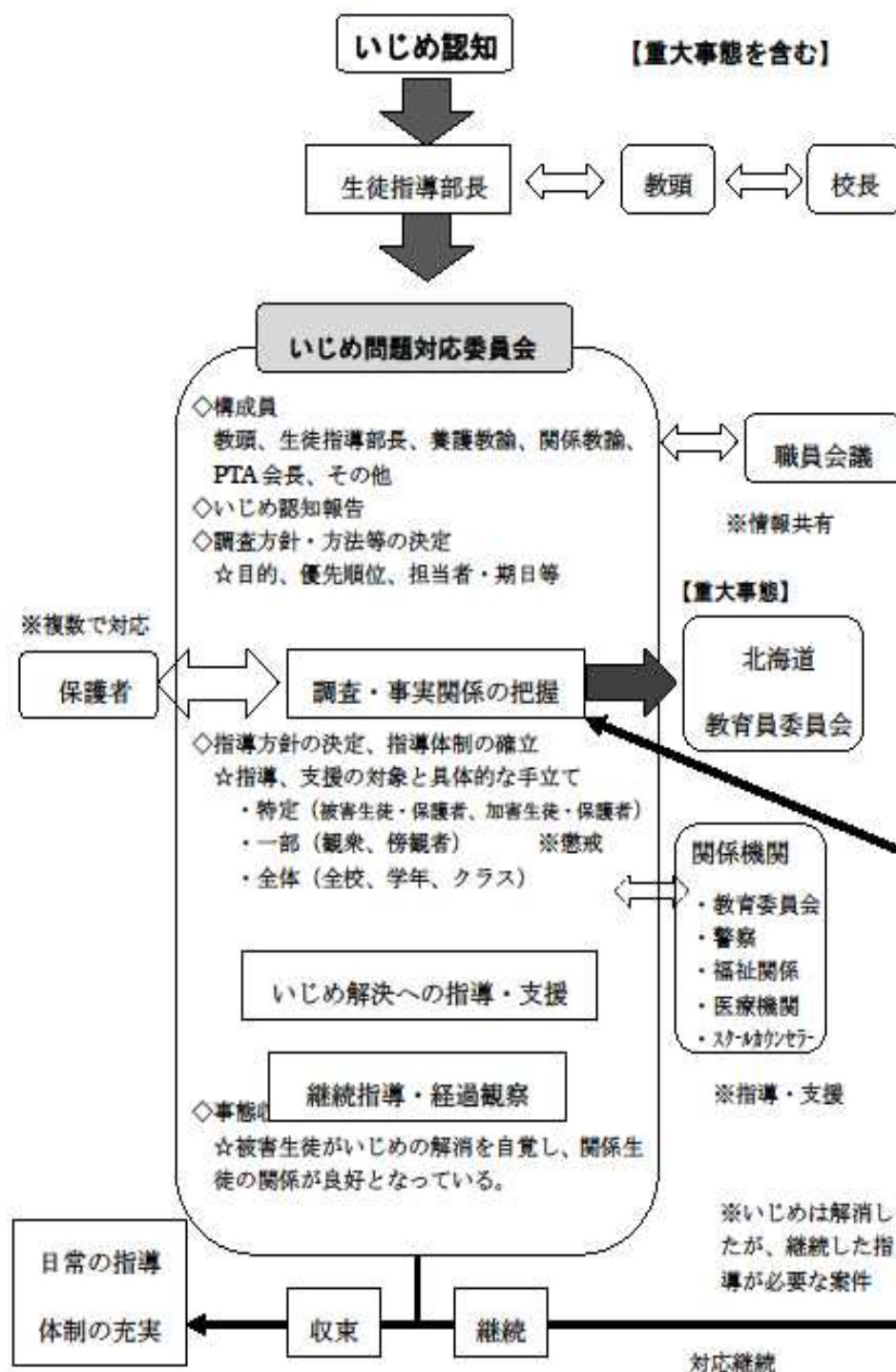
別紙1

◇ いじめのサイン 【学校で】

表情や態度	沈んだ表情・口をききたがらない・わざとはしゃぐ ぼんやりした状態にいる・視線を合わせるのを嫌う
服装	シャツやズボンが破れている・ボタンがとれている 服に靴の跡がついている
身体	頭や身体に傷やあざが出来ている・マジックで身体へのいたずら書き ・登校時に身体の不調を訴える・顔がむくんでいたり青白い顔等
行動	ぽつんと一人でいることが多い・急に学習意欲が低下・忘れ物が多くなる ・特定のグループと行動するようになる・使い走りをさせられる ・プロレスの技を仕掛けられる。
持ち物	持ち物がしばしば隠される・持ち物に落書きされる・必要以上のお金を持っている
周囲の様子	人格を無視したあだ名を付けられる・よくからかわれたり無視されたりする ・発言に爆笑が起きる等

【家庭で】

朝（登校前）	朝起きてこない・布団から出たがらない・体の具合が悪いといい学校を休みたがる ・遅刻や早退が増える・食欲がなくなったり、黙って食べるようになる
夕（帰宅後）	ケータイ電話やメールの着信音におびえる・勉強しなくなる・集中力がない ・家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる・遊び仲間のなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている ・親しい友達が遊びに来ない・遊びに行かない
夜（就寝前）	表情が暗く、家族との会話も少なくなった・ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする ・学校や友達の話題が減った・自分の部屋に閉じこもる時間が増えた・パソコンやスマホをいつも気にしている。理由をはっきり言わないでアザやキズアトがある
夜間（就寝時）	寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く・学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている・教科書やノートに嫌がらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。服が汚れていたり、やぶれていたりする



別紙3

いじめの態様	刑罰法規	事 例
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	暴 行 (刑法第208条)	同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする
	傷 害 (刑法第204条)	顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	暴 行 (刑法第208条)	プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする
嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	強 要 (刑法第223条)	断れば危害を加えると脅し、汚物を口にいれさせる。
	強制わいせつ (刑法第176条)	断れば危害を加えると脅し、性器を触る
金品をたかられる	恐 喝 (刑法第249条)	断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	窃 盗 (刑法第235条)	教科書等の所持品を盗む
	器物損壊等 (刑法第261条)	自転車を故意に損壊させる
冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	脅 迫 (刑法第222条)	学校に来たら危害を加えると脅す
	名誉毀損、侮辱 (刑法第230条 231条)	校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	脅 迫 (刑法第222条)	学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る
	名誉毀損、侮辱 (刑法第230条 231条)	特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く
	児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為などの処罰及び児童の保護に関する法律第7条)	携帯電話で生徒の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する。